

健康特集

～松田教授の「メタボ対策」～

No.2



健康的に減量するために

産業医科大学公衆衛生学教室 教授
松田晋哉

前回はなぜ日本でメタボ対策が必要になってきたのかを説明しました。その対策としては、要するに今より少しだけやせればいいだけです。しかしながら、これが難しいのです。太るのは簡単です。体をあまり動かさず、食べたい物を欲しいだけ食べれば、皆さん立派に太ることができます。こうした生活は「楽」です。やせるためにはこうした「楽」な生活を見直さないといけません。この文章を読まれている皆さんのかなりの方々がこれまでダイエットに挑戦、そしていつの間にかやめてしまった経験があるはずです。わかってはいるけれども、続けることは難しいのです。

私たちの教室では、これまで地域や職場の方々を対象にいろいろな健康教室をやってきました。その経験から健康的にやせるために「達成可能な低めの目標」をたてて「日常生活ができる3つの具体的なこと」を決め「毎日体重を計り」目標の実施状況と体重を「日記に付けること」を皆さんに勧めています。

まず「達成可能な低めの目標」は「1ヶ月に1キロ減量」です。これは1日あたり200キロカロリーの減量に相当します。そして、それに対応した3つの目標を「運動」、「食事」、「間食・飲酒」のそれぞれから一つずつ立ててもらっています。

例えば、私の場合は「運動」が「1週間に7万歩歩く」、「食事」が「ごはんは茶碗1杯にして揚げものを控える」、「間食・飲酒」が「平日はビールを飲まない」です。そして風呂場の入口に体重計をおいて、毎日測るようにして、体重と目標の実施状況を手帳に記録します。このようにすると自分がどんな生活をするとやせるのか、あるいは太るのかがわかります。例えば、私の場合は出張が立て込んで外食が多くなると、食べる量と酒量が増え、また歩行数も少なくなると太ってしまうようです。このような自分の特徴がわかると、日常生活でそれを意識するようになりますから、望ましくない行動をある程度自制できるようになります。ただし、ここで注意が必要です。それはあまり自分に厳しくならないことです。人間というものは弱いものです。決めたことをいつも守れないのが当たり前なのです。長い目でみて(たとえば半年くらい)よい方向にいっていればよい、そのくらいの気持ちでやることが大事です。「頑張らない」けれど「あきらめない」ダイエットが成功の秘訣です。挫折経験がダイエットには大敵です。

日常生活でできることから、たとえば1日15分多く歩くようにする(=50キロカロリー)、毎食一口ずつ少なく食べるようになる(=50キロカロリー)、週に2日は休肝日を作る(=400キロカロリー以上?)といったことから始めてみるといいのではないでしょうか?

次回は「歩くこと」について説明してみたいと思います。

子育て支援センター(たいへいの里内)だより

子育て支援センターで楽しく子育てのことおしゃべりしませんか。
イベントも用意していますので遊びに来てください。

■開所日時 火～土曜日 9:00～17:00(祝日は休館日です)

1月のイベント情報

14日 お話し会

人物などを描いた紙に棒をつけて動かす紙人形劇「ペーブサート」や手袋人形を使ったお話しをお楽しみいただけます。

21日 アート

大学生のお兄さんお姉さんたちと一緒に風船を使って作品を作りませんか。

●問い合わせ先 大平支所 総合窓口課 TEL 72-2111 子育て支援センター TEL 72-3130



28日 手づくりおもちゃを作ろう

音のする赤ちゃんのおもちゃや室内でも飛ぶことができるミニたこを作りませんか。

※時間はいずれも10:30から11:30です。

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程をお知らせします

本年も確定申告の時期が近づいてまいりました。本年は下記の日程で受付いたします。間近になってあわてないよう、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。※その他詳細については、2月号で掲載いたします。

受付月日	曜日	午前8時30分～正午	午後1時～午後4時30分	会場
2月 16日	火	西友枝 1区・2区	西友枝 3区・4区	たいへいの里 (研修室)
17日	水	東上(三田上り・大地原～大槻)	東上(峰・森・有田)	
18日	木	東下(中村・下村)	東下(野間・小山田)	
19日	金	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日	月	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	
23日	火	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
24日	水	上唐原(垂吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺崎)	
25日	木	下唐原(川ノ上・宮本・小路・馬庭)	下唐原(上野地・下野地)	
26日	金	下唐原(小池・その他の下唐原地区)	唐原地区で申告未済の方	
3月 1日	月	矢方	緒方	げんきの社 (研修室)
2日	火	成恒下	成恒上	
3日	水	安雲西	安雲東	
4日	木	尻高下ノ上・下ノ下	尻高上・中	
5日	金	大ノ瀬	ハツ並	
8日	月	中村	吉岡	
9日	火	松本	西区	
10日	水	東区	げんきの社会福祉対象地区の方で申告未済の方	
11日	木	宇野垂水	垂水上区	
12日	金	垂水中区	垂水下区	上毛町役場 (2階 大会議室)
15日	月	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

- 所得税の還付を受けるための簡易な申告については、1月から税務署では受付できます。(詳しくは行橋税務署 電話0930-23-0680)
- 自分で申告を行う場合、国税庁ホームページで簡単に所得税の確定申告書が作成できます。(www.nta.go.jp)

※電子申告(e-Tax)を予定されている方で新規に住基カードを取得される方は、住基カードの申請手続は、お早めに!

住民税の住宅ローン控除について

地方税法の改正により、申告書の提出が不要となりました。

平成21年から平成25年までの間に入居し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

平成11年から平成18年までの間に入居し、所得税の住宅ローン減税制度を受けている方で、住民税の住宅ローン控除を受ける場合は、申告書の提出が必要でしたが平成22年度分個人住民税から町への申告は不要となりました。(申告書の提出も可能です。)

申告書を提出した方がお得となる場合

平成11年から平成18年までに入居され、退職所得・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方については、新たな住宅ローン控除と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除と、控除される金額が異なる場合があるため申告された方がお得となる場合があります。

申告される場合は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成22年3月15日までに、町へ提出する必要があります。※申告書は、上毛町役場税務課窓口に準備しております。

期間までに申告されなかった場合は、自動的に、申告を不要とする新たな住宅ローン控除の適用を受けることになります。

●問い合わせ先 税務課 TEL 72-3111(内線133)





2010年 世界農林業センサス

(平成22年2月1日実施)

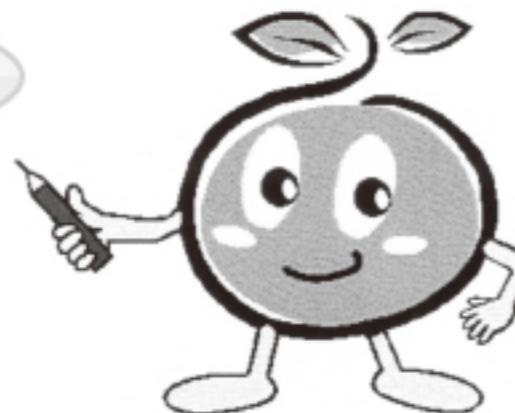
「農林業経営体調査」

どうやって調査するの？

農業や林業を行っている農家・林家や法人などを対象とした調査で、都道府県知事から任命された統計調査員が訪問し、調査対象となる条件を満たしているかお伺いします。調査の対象となった場合は調査票をお渡ししますので、ご協力を願いいたします。

どんなことを調べるの？

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地、山村の所有と利用状況
- ・農林産物の生産販売の状況
- ・農業・林業の労働力
- ・農作業受託の状況などを調査します。



どんなことに利用されるの？

農林行政の企画・立案や中・長期的な国土利用計画や経済計画の策定、地方交付税の算出のための基礎資料として利用されます。



「農山村地域調査」

どうやって調査するの？

農業集落の代表者など地域の実情に精通している方を対象とした調査で、地方農政局長等から任命された統計調査員がお伺いして調査を行います。（自治会長等）

どんなことを調べるの？

- ・市区町村の総土地面積や森林面積
- ・市区町村の産地直売所の数
- ・農業集落内の耕地面積
- ・農業集落内の地域資源（農地、森林、水路等）の保全状況などを調査します。



どんなことに利用されるの？

農林水産省が農林業の振興や農山村の活性化のために行っているさまざまな施策の策定や推進の基礎資料として利用されます。



プライバシーの保護について

調査は統計法に基づく基幹統計調査として実施します。

この法律では調査内容を統計以外の目的に使用することが強く禁じられていますので、調査結果が税金の徴収に使われるようなことは一切ありません。

また調査員にも守秘義務がありますので、調査で知り得た情報が他人に漏れることはありませんし、調査票についても紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理されます。

農林業の現状を知り、未来へつなげるための大切な調査です。
ご協力を願いします。

農林業センサス調査についてもっと知りたい方は農林業センサスホームページをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

ハローワーク

新規学校卒業者の求人は ハローワークへ！

新規高卒者を対象とする求人件数は、前年比約50%減という例年ない大変厳しい状況となっています。企業の皆さまにおかれましては、新たに社会に出ようとする若者の雇用機会の確保・拡大を今一度ご検討いただき、求人のお申し込みをお願い申し上げます。詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

●問い合わせ先
ハローワーク行橋所 TEL 0930-25-8609

無料電話相談

クレジット・サラ金・ヤミ金 無料電話相談

司法書士がクレジット・サラ金・ヤミ金に関する相談に応じております。お気軽にご相談ください。(相談無料)

■日 時 平日 18:00~20:00

■電話番号 092-724-9505

■主 催 福岡県青年司法書士協議会

■後 援 福岡県司法書士会

●問い合わせ先
福岡県青年司法書士協議会(担当:柿木)
TEL 092-283-3080

嘱託員募集

福岡県介護保険広域連合豊築支部 嘱託員募集

■受付期間 1月12日(火)~25日(月)

■採用予定者数 2名

■受験資格

介護支援専門員実務研修受講資格試験合格者、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する者で、自家用車(二輪車を除く)による訪問活動が可能な者

■試験の方法 介護保険に関する知識等についての筆記試験(折一式)及び面接による試験

■1次試験日(筆記試験)・試験会場

2月7日(日)福岡県介護保険広域連合豊築支部

会議室(豊前市)※介護支援専門員合格者については、第1次試験が免除になります。

■2次試験日(面接試験)

2月14日(日) ※1次試験合格者に通知します。

■任用期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで(任用を年度毎に更新する場合があります。)

■勤務場所 福岡県介護保険広域連合 豊築支部(豊前市大字八屋1702-5)

■勤務内容 介護保険要介護認定に関わる訪問調査等業務(所管:豊前市、上毛町、吉富町、篠上町)

■報酬 月額200,000円

■申込用紙 福岡県介護保険広域連合 豊築支部窓口にて受付期間内に請求してください。

●申し込み・問い合わせ先
福岡県介護保険広域連合 豊築支部 総務係
TEL 84-1111

九州・山口各県合同会社説明会

- 日 時 1月21日(木)12:30~16:30
- 会 場 福岡国際センター(福岡市博多区)
- 対象者 おおむね39歳までの求職者及び2010年3月大学・短大・専修学校等の卒業予定者
- 内 容 ・合同会社説明会(100社程度)
・就活ミニセミナー
・職業適性検査
- 参加料 無料(履歴書・予約不要、入退場自由)
- 問い合わせ先
福岡県若者しごとサポートセンター
TEL 092-720-8832

会社説明会

採用試験

京築北九州農業共済組合職員

採用試験案内

- 受付期間 1月12日(火)~29日(金)
- 採用予定人員 2名程度
- 受験資格 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
- 第1次試験日・試験会場 2月21日(日) 京築北九州農業共済組合本所(行橋市)
- 採用年月日 平成22年4月1日
- 勤務地 行橋市、遠賀町
- 給与 高校新卒約140,100円程度、大学新卒約172,200円程度、その他諸手当支給
- 申し込み・問い合わせ先
京築北九州農業共済組合 総務課
TEL 0930-22-0867

里親シンポジウム

里親シンポジウム

事情があって家庭で生活することができなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れ養育する「里親」の制度について、考えてみませんか。

- 日 時 1月19日(火)13:30~16:30
- 場 所 えーるピア久留米 視聴覚ホール(久留米市諒訪野町1830-6)
- 定 員 200人
- 内 容 (社)家庭養護促進協会岩崎美枝子さんによる講演、里親の体験談など
- 参加費 無料
- 申し込み 事前申し込みをお願いします。
当日参加もできます。託児あり(要予約)。
- 問い合わせ先
福岡県福祉労働部児童家庭課児童福祉係
TEL 092-643-3256

会社説明会

住民課

ご存知ですか？

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当



●児童手当制度

1. 支給対象 小学校修了前までの児童を養育している方。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は支給されません。
2. 支給額
 - ・3歳未満の児童 一律10,000円(月額)
 - ・3歳以上の第1子、2子 5,000円(月額)
 - ・第3子以降 10,000円(月額)
3. 支払時期 6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支払われます。

●児童扶養手当制度

1. 支給対象
 - ①父母が婚姻を解消した児童
 - ②父が死亡した児童
 - ③父が重度の障がいにある児童
 - ④父の生死が明らかでない児童
 - ⑤父から1年以上離棄されている児童
 - ⑥父が1年以上拘禁されている児童
 - ⑦母が婚姻しないで生まれた児童
- ①~⑦に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護している母、または母に代わってその児童を養育している方で下記の1~5に該当していない方。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は支給されません。

1 母が婚姻の届出はしていないても事実上の婚姻関係があるとき

2 手当を受けようとする母(または養育者)及び対象児童が日本国内に住所を有しないとき

3 対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)や少年院等に入所しているとき

4 国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けることができるとき

5 平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから5年を経過しているとき

2. 支給額

・児童1人のとき	41,720円(月額)
・児童2人のとき	46,720円(月額)
・児童3人以上のとき	3人目から児童1人増え るごとに3,000円加算

3. 支払時期 4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支払われます。

●特別児童扶養手当制度

1. 支給対象 精神または身体に障がいを有する児童を監護している父か母、または、父母に代わってその児童を養育している方。ただし、前年の所得が一定額以上の場合や対象児童が公的年金を受けることができるときや、児童福祉施設などに入所しているときは支給されません。
2. 支給額

・重度障害児	50,750円(月額)
・中度障害児	33,800円(月額)
3. 支払時期 4月、8月、11月にそれぞれの前月分(11月期については8月~11月分)までが支払われます。

※住所など請求時の内容と変更があったときや受給要件が消滅した場合は、届出が必要です。受給資格が消滅した後、受給された手当は全額返還しなければなりません。手当を受けるには、役場窓口で請求の手続が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)



教育委員会人事

11月25日の議会臨時会にて、任期満了に伴い教育委員が下記のとおり任命されました。

新たに任命された委員

氏 名	
矢岡 修一	新 任
百留 隆男	再 任

その後教育委員会互選により、教育長に百留隆男氏(再任)、教育委員長に黒田静香氏(再任)が就任されました。

